

グローバル化の中の学校教育法改正 —私学の立場

村田 晃 嗣

同志社大学学長

[キーワード]

グローバル化、リーダーシップ、私学

はじめに

周知のように、学校教育法の一部が2014年6月に改正され、2015年4月より施行された。大学における学長のリーダーシップを強化し、戦略的な大学運営をおこなうべく、ガバナンス体制を再構築しようとする目的である。これにより、副学長の職務が拡充され、学長の指示を受けた範囲の校務について副学長が自らの権限で処理できるようになった。また、教授会の役割が明確化され、教授会が審議する対象は「教育研究に関する事項」であり、学長が最終決定権者であり、教授会は学長に対して意見を述べる関係にあることが明確化された。

これを受けて、各大学では学内の規則や組織などの見直しが行われた。筆者が学長を務める同志社大学も、もちろん例外ではない。

筆者は法律学者ではないので、今回の法改正についての逐条的な分析をするつもりはない。本稿では、改正の背景にあると考えられるグローバル化とそれへの対応、私学の立場を検討した上で、具体例として同志社大学での取り組みを紹介してみたい。

I 背景としてのグローバル化

グローバル化と少子化——この二つの潮流に日本の社会と大学は否応なく直面している。両者はともに、大学に競争力の強化、その前提となる教育研究の質的向上を強く求めている。大学がこうした要請に真摯に

応えなければならないことは、言うを待たない。

ただし、少子化とは異なり、グローバル化の意味するところは、必ずしも一様でもなく明瞭でもない。まず、この点について、少し考察してみたい。

グローバル化は何も初めての現象ではない。そして、グローバル化は国際化と同義ではない。近代に限っても、幕末明治維新の西洋化、敗戦後のアメリカ化、1980年代に提唱された国際化、そして21世紀に入ってからグローバル化と、日本社会は外的環境への大規模な適応を何度も求められてきた。その都度、うまく適応できた部分とそうでない部分がある。後者については、変化できなかった側面、性急すぎた側面、流行となって本質を見失った側面などであろう。今般のグローバル化への対応についても、過去の経験から学ぶ姿勢が重要であろう。

また、国際化とグローバル化は相互排他的ではないが、前者が国や政府中心なのに対して、後者では非国家主体がより重要な役割を担い、二国間や数か国間を越えた地球規模の現象を意味しよう。行政の文書の中にも、国際化とグローバル化がしばしば混在するが、眼前の現象を国際化と認識するかグローバル化と捉えるかで、国や政府の役割に相違が生じる場合もあろう。大学のグローバル化に即して言えば、政府や行政がこれを奨励・支援することはきわめて重要である一方、政府や行政がこれを認定する（メディア的な表現では「お墨付きを与える」）といった発想に立つと、20世紀の国際化対応の単純反復行為にもなりかねない。

さらに、グローバル化は単一の現象ではなく、複数の現象がしばしば矛盾し衝突しながら進行している。

大きく言って二つのトレンドがあるように、筆者は思う。一つは垂直のグローバル化である。企業の格付けにはじまって大学の世界ランキングに至るまで、世界中の事象を同一の基準に照らして序列化しようとする傾向である。もう一つは水平のグローバル化である。つまり、多様な価値観やライフスタイルが許容され、マイノリティが自己主張を強める傾向である。両者はともにITやソーシャル・ネットワークの普及を背景にしているが、時として矛盾しながら同時進行している。こうしたグローバル化の矛盾と複合性を自覚した上で、垂直と水平の双方のトレンドに対応しなければならないのである。

確かに、わが国でもグローバル化への様々な対応が模索されているが、議論が面的で不十分に思える点もある。その端的な例が「グローバル人材」をめぐる議論である。「グローバル人材」の英語訳には“global human resources”が当てられている。周知のように、“human resources”(HR)は通常、企業の人事部の意味である。つまり、日本での「グローバル人材」論には企業の人事部的な発想が濃厚である。実際、日本経済団体連合会(経団連)による2011年の「グローバル人材の育成に向けた提言」では、グローバル人材を「日本企業の事業活動のグローバル化を担い、グローバル・ビジネスで活躍する(本社の)日本人及び外国人人材」と定義している。企業の論理が前面に出ているのである。より具体的に言えば、今後ますます台頭するアジアなど途上国の市場で活躍できる人材というイメージかもしれない。ややもすれば欧米を中心に国際化を進めてきた大学のこれまでの路線とは乖離があらう(もちろん、どちらかが正しいわけではない)。

さらに、政府のグローバル人材育成推進会議は2012年に、グローバル人材に求められる要素を以下のようにまとめている。

- 要素Ⅰ 語学力・コミュニケーション能力
- 要素Ⅱ 主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感
- 要素Ⅲ 異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー

それぞれの意図には異論はないが、要素Ⅲの「日本

人としてのアイデンティティー」という表現では、外国人の日本永住者を排除してしまいかねない。グローバルと言いながらパロキユアル(狭量)、さらにはエスノセントリック(自民族中心主義的)な発想だという批判もありえよう。今日の厳しい日韓関係や日中関係を考えると、外交上の国益を害する可能性すらある。また、これでは外国人留学生も日本における「グローバル人材」育成の対象から外れてしまう。

ところが他方で、「スーパーグローバル大学創成支援」事業で問われた「外国人教員等」には、「外国籍教員」のみならず、「外国の大学で学位を取得した日本人教員」、「外国で通算1年以上3年未満の教育研究歴のある日本人教員」、「外国で通算3年以上の教育研究歴のある日本人教員」が含まれている⁽¹⁾。先の「グローバル人材」に求められている「日本人としてのアイデンティティー」と重ね合わせると、日本の行政がグローバル化と国籍の関係をどのように捉えているのか、いささか混乱を生じるのではなからうか(「日本人」と「外国人」という二分法的発想では、グローバル化に有効に対処できまい)。

人間は職業や国籍だけでなく、様々なアイデンティティーを持っている。「グローバル人材」を論じる際にも、そうしたアイデンティティーの重層性をより強く意識すべきであろう。つまり、先述の議論に戻ると、垂直のグローバル化への対応だけでは十分でないということである。

垂直のグローバル化で競争の優位に立つアメリカのエリート大学の教育のあり方についても、深刻な批判が噴出している。例えば、ウィリアム・デレジヴィッツの新著『エクセレント・シープ(優秀な羊)』が話題になっている。「ここ30年ほどのアメリカ社会では、組織化原理としてネオリベラリズムが台頭し、大学のあり方にまで影響を与えるようになり、それが一方でネオリベラリズムを補強してきた」、「大学は若者に教養と規律を与えるのではなく、卒業後のキャリア、とりわけ金融業界とコンサルティング業界をサポートする場所へと変容している」と、著者は指摘している。アメリカのエリート大学は「頭が良く、健康的で、知識が豊かで努力家で、行儀が良いが、道徳的

想像力に欠け、権威に疑問を抱くことをしない若者をつくりたがっているようだ」。その結果、学生たちは「優秀な羊」になってしまったというのである⁽²⁾。

日本の「グローバル人材」育成が、英語の話せる「優秀な羊」育成の後追いになってはいけぬ。そのためにも、グローバル化についての、落ち着いた多面的で重厚な議論が今一度必要であろう。法科大学院をめぐるこの10年の試行錯誤とそのコストを考える時、流行に溺れない冷静さが教育にとっていかに重要であるかが、改めて痛感されるであろう。今回の学校教育法の改正を意義あるものにするためにも、冷静な議論を重ねることが重要なはずである。

II 私学の立場

平成26年度学校基本調査報告書（2014年12月発行）によると、日本には781の大学があり、学部・大学院の学生総数は285万5,529人である。このうち、国立大学は86校、公立大学が92校、私立大学が603校となる。学生数でいうと、それぞれ61万2,509人、14万8,042人、そして、209万4,978人になる。つまり、大学数・学生総数の双方で、私立大学は全体の75%程度を占めるのである。

歴史を遡ると、これら603の私立大学のうち、1920年（大正9年）に大学令が発せられた時に大学の地位を得たのは、慶應義塾大学、早稲田大学（以上、同年2月）、明治大学、法政大学、中央大学、日本大学、国学院大学、同志社大学（以上、同年4月）の8校だけであった。1941年（昭和16年）の段階でも、私立の旧制大学は26を数えるにすぎなかった（帝国大学は7校、官立大学は11校、公立大学は2校）⁽³⁾。旧制大学の合計は46校だったのである。

第二次世界大戦後の学制改革で、新制大学の数は飛躍的に拡大した。1949年には、国立大学が68校、公立大学は18校、そして、私立大学は92校に増大した。合計は178校であった。この段階で、戦前のほぼ4倍である。それが1970年には、国立大学75校、公立大学33校、私立大学に至っては実に274校となり、合計382校に増加した。1991年には大学設置基準が大綱化され、国立大学97校、公立大学39校、私立大学は378校で、

合計は514校にまでなった。とりわけ、私立大学の増加が著しい。この間、大学進学率も1960年の10%から69年には15.4%、76年には27.6%、そして、2009年にはついに50%と増加の一途をたどった。周知のように、アメリカの社会学者マーチン・トロウによると、大学進学率が15%を超えると「エリート型」から「マス型」に、50%を超えると「マス型」から「ユニバーサル型」に移行するという⁽⁴⁾。

つまり、大学のマス化、ユニバーサル化、そして、それらを通じての戦後復興と高度成長のための人材の量産を、私立大学が主として支えてきたのである。「多くの私大が、教育上の質確保のために必要な限度をはるかに超えて入学者を膨張させた。そのような無責任な利益追求が可能であったのは、そもそも戦後の高等教育改革のなかで私学設置がほとんど自由放任状態になった結果であった」、「60年代末の学生叛乱で問われたのは、高度成長に同調して事業拡大路線をひた走る私立大学の利益第一主義と、総力戦期に由来する理工系の研究体制、さらには旧套から抜け出そうとしない大学アカデミズムの権威主義であった」と、社会学者の吉見俊哉は厳しく指摘している⁽⁵⁾。しかし、高度成長と大学のマス化、ユニバーサル化の中で、私立大学の拡大路線は一種の必要悪として、社会からも行政からも黙認されていたというべきであろう。

このように、日本の大学、とりわけ、私立大学は量的に拡大したが、もちろん、質の問題は別であった。周知のように、経済協力開発機構（OECD）の調査によると、国内総生産（GDP）比で見た高等教育に対する公的な財政支出では、日本はOECD加盟諸国の最低水準にある。OECD平均が1.1%であるのに対して、日本は0.5%にすぎない。このため、教育費の家計・個人負担率が高くなり、教育機会の不平等や授業料収入に依存する私立大学の教育水準の低下の原因になっている。学生一人当たりの公的支出は、OECD平均で96万円であるが、日本では56万円である。しかも、国立大学では193万円だが、私立大学では実に16万円にすぎない。しかも近年では、特定事業費補助が増えて経常費補助が減少している。

大学をめぐる世界ランキングを問題にするのなら、

これこそ問題にされるべきであろう。もとより、日本の財政事情はきわめて厳しく、従って、財政当局の防御は固い。また、政治的にも、それを突破するだけの「族議員」を大学業界はもたない。しかし、抜本的な改善は困難にしても、大学への公的支出の増加という課題を等閑視したまま、大学のガバナンス改革を説いても、その効果はきわめて限定的なものとならざるをえまい。

どれほど学長のリーダーシップが強化され、教授会の役割が明確化されても、カネがなければ競争には勝てない。学長のリーダーシップに先立って、政治や行政のリーダーシップが求められよう。因みに、グローバル化同様、リーダーシップも十分に吟味されないまま多用される概念である。国際リーダーシップ協会(International Leadership Association)という団体までであるが、学術的にコンセンサスをえたリーダーシップの定義はないようである。そもそも、リーダーシップはフォロワーシップと対概念であり、両者の関係性から論じる視点が重要であろう⁽⁶⁾。

確かに、コンセンサス重視のような、日本の大学固有の文化の問題はあろうが、それ以上に経済的現実が深刻なのである。もとより、血税を投入する以上、費用対効果や数値目標が重視されるのは避けられないが、教育や研究の本質をみすえた長期的で複合的な評価基準が求められよう。

財政では自助努力も大いに重要であり、私立大学も授業料や補助金以外の収入の拡大を一層図らねばならない。寄付はその有力な分野である。やや旧聞に属するが、米ハーヴァード大学は1994年から6年にわたって資金強化キャンペーンを行い、26億ドルの寄付を集めたという。また、2001年度の同大学の全収入は200億ドル強で、そのうち7%を寄付が占めた⁽⁷⁾。日本の私立大学の帰属収入に占める寄付の割合は、平均で2%強である。日本ファンドレイジング協会の「寄付白書2010」によると、日本の学校法人への寄付は2,133億円、国立大学等へのそれは818億円であった。また、法人と個人をあわせた日本の寄付総額は約1兆円であったのに対して、アメリカのそれは34兆円だったという。もちろん、ここでも寄付に対する文化の相違も

あるが、寄付への税制上の優遇や大学の寄付戦略にも見直しが必要であろう。

さて、私立大学の量的な拡大に歴史的経緯があるように、私立大学の特性も歴史的経緯から様々である。先述のように、旧制大学以来の長い歴史をもつ大学もあれば、近年に設置されたものもある。仏教やキリスト教など、宗教を教育の基盤にしている大学も少なくない。個性豊かな創立者の建学の精神が堅持されている私学も多い。そもそも、私立学校法第1条は、「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発展を図ることを目的とする」と定めているのである。前節でも指摘したように、グローバル化には価値観やライフスタイルの多様化という側面がある。日本の大学がグローバル化に対応する上でも、私立大学の多様性は一層尊重されるべきである。

つまり、競争を軸とする垂直のグローバル化に対応するには財政的な裏付けが必要であり、価値観やライフスタイルの多様化という水平のグローバル化に呼応するには、私立大学の特性の尊重が重要なのである。法令改正による改革は終えたが、少なくとも、行政が「カネを出さずに口は出す」という組み合わせになっってはならない。私立大学の特性や自主性を維持・強化するためにも、次の段階で、先述のように、私立大学は財政基盤の拡大と多様化に努めなければならない。

Ⅲ 同志社大学の場合

前節で述べた私立大学の多様性の一例として、筆者が学長を務める同志社大学におけるガバナンス改革を取り上げてみたい。

1875年に新島襄が官許同志社英学校を京都の地に開校したのが、同志社大学の起源である。新島は幕末に国禁を犯してアメリカに渡り、1870年にリベラル・アーツの名門アーモスト大学を卒業している。記録で確認できるかぎり、新島は日本人として内外を問わず最初に大学を正規に卒業した人物である。彼は明治政府の上からの近代化に対して、市民社会の担い手、「良心を手腕に運用する人物」の育成をめざして、「日本のアーモスト」を創設しようと試みた。先に「グロー

バル人材」について言及したが、「教育の目的は、智徳併行して人物養成の一点に止まり。人才養成にあらず、人物養成の意なり」と、新島は語っている(1888年10月13日、徳富猪一郎宛書簡)⁽⁸⁾。

爾来、同志社はキリスト教主義、自由主義、国際主義(国粹主義に対置する概念)を基本理念として、「良心教育」を標榜してきた。1912年に専門学校令による大学に昇格し、先述のように、1920年には大学令によって、東京以外で最初に私立大学の地位を獲得している。現在、同志社大学を含む学校法人同志社には、14の学校が設置されており、学生・生徒・児童・園児の総数は4万3,000人に上り、日本では最大のキリスト教主義の学園となっている。同志社大学は、キリスト教を教育の基盤にすえ、創立者の建学の理念を明確に継承する、京都の(首都圏外の)総合大学であり、私立大学の多様性を象徴しているともいえよう。

戦後の同志社大学は、長らく神学部・文学部・法学部・経済学部・商学部・工学部の6学部体制であったが、2004年の政策学部の新設を皮切りに、以後、社会学部(文学部から独立)、文化情報学部、生命医科学部、スポーツ健康科学部、心理学部(文学部から独立)、グローバル・コミュニケーション学部、グローバル地域文化学部、大学院においても、司法研究科、ビジネス研究科、グローバル・スタディーズ研究科、脳科学研究科と新設が続き、2015年5月現在で、14学部と4独立研究科を擁するまでに拡張している(工学部は理工学部に変更再編)。

折からのグローバル化と少子化の波によって、大学は一層迅速に社会的な変化への対応を求められるようになってきたが、学部・研究科の急増によって、学内での意思決定のプロセスが複雑化しそれまで以上に時間とコスト、調整を要するようになっていたのである。委員会は個別課題に応じて設置していたため、課題が増えるごとに委員会数が増え、学部長・研究科長が構成員の会議も増える一方であった。そこで、2007年度には意思決定システムの改革に取り組み、学部長・研究科長が出席する委員会の審議事項を可能な限り部長会(学長、副学長、学部長・研究科長、学長が任命した部館所長が構成員)に整理統合するととも

に、100近い委員会の審議事項も、各学部・研究科において教学上枢要な事項(教務、入学、国際、学生、研究)に責任を持つ主任職を設置し、それぞれの主任が全学的に集まる会議へ整理統合し、会議・委員会のスリム化を図った。しかし、その後も教学組織及び事務組織が拡充し、会議数も漸増し、審議するための会議、報告や調整が主たる目的の会議、法令上設置義務のある会議等が乱立し、各会議体の位置づけが一目し理解できない状態となっていた。

そのような中、2013年6月に学内に「本学における今後の管理運営体制のあり方に関するワーキンググループ」を設置し、意思決定システムのより一層の明確化、学長が大学の政策立案及びその遂行においてリーダーシップを発揮できるガバナンス改革に着手した。そのためにまず学長を補佐するスタッフ機能の強化が不可欠と考え、2014年4月からは、それまで機構長を兼ねてライン的な役割を担っていた4人の副学長に加え、学長を支えるスタッフ的役割の副学長を増員し、同年11月には4月に増員したスタッフ的役割の副学長を学長室長とした学長室を設置し、あわせて、複数の組織に関わる特定の課題ごとに学長を助ける学長補佐若干名を置いた[現在、学長補佐は、現在6人で、同志社大学ビジョン2025(大学の中長期ビジョン、後述)実施計画策定、リスク事案への対応策策定、機構改革、スポーツのあり方検討、アドミッション・ポリシーの整備、一貫教育推進、高大接続、広報、研究大学としての基盤確立といった課題について分担している)。これにより、学長を支える事務組織を統合的かつ効率的に機能させ、グローバル化などに伴う社会の急速な変化に対応する施策を迅速に実行する体制整備を図った。

こうした中で、学校教育法の改正が行われたのであるが、法令改正が意図する、学長のリーダーシップを強化し、戦略的な大学運営を行うガバナンス体制の再構築が、まさに本学のガバナンス改革の方向性とも符合するものであった。

2015年度からの意思決定システムの改革として行ったことの一つは、大学評議会(学長、副学長、学部長・研究科長、学部から選出された評議員が構成員)と部

長会（学長、副学長、学部長・研究科長、学長が任命した部館所長が構成員）の役割の整理である。それまでの大学評議会は、本学の最高意思決定機関として位置づけられており、審議事項は、(1) 大学院研究科及び専攻並びに学部及び学科の設置及び改廃に関する事項 (2) 大学の制規に関する事項 (3) 大学教員の人事に関する事項 (4) その他大学院各研究科及び各学部に通ずる重要事項及び学長の諮問する事項と規定され、部長会は、「本学の運営に関する重要事項及び大学評議会への提案事項について、学部、研究科、センター等との意見調整を図り、大学評議会の決定事項を責任を持って円滑に遂行するため」に置かれた会議体であった。学長、副学長、学部長・研究科長は部長会と大学評議会の両方のメンバーであることもあり、従来は両者の議論が重複し、結果として大学評議会がやや形式化していた点も否めなかった。そこで、法令改正を受けて、学長が最終決定を行うことが明らかになるように内部規則・運用の見直しを行うこととともに、意思決定・校務執行の権限と責任、検証機能を明確にした。

大学評議会については、(1) 大学の基本方針、中長期計画及び毎年度の事業計画 (2) 大学の予算、補正予算及び決算 (3) その他大学院各研究科及び各学部に通ずる重要事項並びに学長の諮問する事項を審議することとし、本学の中長期的方針に関わる事項を審議し、その達成状況を検証するために置くとして設置の目的も明確に規定し、大学執行部や部長会での審議事項のチェック機能を果たすこととし、これまで隔週開催だったものも原則として月に1度として役割を変更した。部長会については、「本学の運営に関する重要事項について、学部、研究科、センター等との意見調整を踏まえて学長が決定し、校務を円滑に執行するため、同志社大学部長会を設置する」と規定し、大学評議会と部長会の役割を明確に分けたのである。

本学では2015年4月に「同志社大学ビジョン2025」を策定した。2025年は同志社の創立150周年に当たり、それまでに本学が検討し実施すべき諸課題についてまとめたものである。本ビジョンでは、6つの課題を示しているが、これらについてさらにアクションプラン

を策定する予定である。このような中長期の計画であるビジョンやアクションプランを審議すること、また、達成状況に関して検証することも、大学評議会の重要な使命となる。

これ以外にも、2015年度からは、学長が就任後、スムーズにかつ十分にリーダーシップを発揮できるように学長候補者選挙規程、学長の任期に関する規程を改正し、学長選出時期を早め、任期を3年から4年（2期目からは3年、3期10年を上限とする）に延ばした。また、2007年度に続き委員会の整理統合を行うとともに、審議プロセスの上下関係を明確に規定し、意思決定システムを改革した。さらに、役職を整理した。

学校教育法改正に伴う内部規則・運用の見直し作業が同時進行したのであるが、一方では、どこまでが学内改革の流れでどこからが法改正による外在的な改革なのか教職員にとって区別しにくいという側面と、他方で、内在的な改革と外在的な改革の相乗効果の期待できる側面の双方があった。学長候補者選挙規程の一部改正や学長の任期に関する規程の一部改正などは、後者の好例であろう。

今後、部長会や大学評議会が先述のような役割分担を果せるかどうかは、多分に今後の経験の積み重ねとメンバーの自覚によるところが大きいのかもしれない。部長会では、所属学部・研究科の利害を代弁しても、大学評議会では全学的な見地が求められる。先述のように、同志社大学では急速に学部・研究科が増えたため、全学的な見地に立った議論が難しくなっていた。また、内部規則・運用を見直す中で、曖昧なものや、その後の変化に対応していないものも散見された。今回の学校教育法の改正は、これらを改める好機ともなった。今後は、法人内14の諸学校の一層の連携、さらに、学長に対する理事会や監事による監督など、法人全体でのガバナンスの再検討が課題になっている。

結び

大学のガバナンス強化をめざした今回の学校教育法の改正の背景には、急速なグローバル化や深刻な少子化がある。とりわけ、前者は多義的であり、頻りに語られるわりには、十分な分析や議論が積み重ねられて

いない。

また、日本の大学、とりわけ、私立大学の置かれた財政的状况は劣悪である。ここでの改善がないかぎり、学長のリーダーシップの強化や教授会の権限の明確化だけでは、日本の大学の競争力は大きくは向上すまい。もとより、そのためには、それぞれの大学の一層の自助努力が必要である。さらに、私立大学は歴史的な経緯から多様な特性をもっている。この多様性を十分に尊重することが、グローバル化に対応する上でも必要である。

とはいえ、今回の学校教育法の改正が、ややもすれば学部や研究科単位での議論になりがちだった大学のガバナンスの見直しの好機になったことは間違いない。今後は、各大学の経験などを積極的に情報交換し、大学のガバナンス、さらには、学長のあるべき役割、いわば、学長学について、学術的に研究する場や機会が必要となるであろう。

【注】

- (1) この点についての批判的な分析として、荻谷剛彦「スーパーグローバル大学のゆくえ——外国人教員『等』の功罪」『アステイオン』82号（2015年）を参照。
- (2) William Deresiewicz, *Excellent Sheep: The Miseducation of the American Elite and the Way*

to a meaningful Life (NY: Free Press, 2014). 同書の紹介として、ジョージ・シアラバ「米エリート大学の嘆かわしい現実——失われた人間教育と格差の拡大」『フォーリン・アフェアーズ・レポート』2015年5号。この書評論文が、外交エリートの専門誌に掲載されている事実は、十分な考慮に値しよう。

- (3) 天野郁夫『大学の誕生（下）大学への挑戦』（中公新書、2009年）、366–367ページ。
- (4) マーチン・トロウ（天野郁夫・喜多村和之訳）『高学歴社会の大学——エリートからマスへ』（東京大学出版会、1976年）。また、濱名篤・川嶋太津夫・山田礼子・小笠原正明編『大学改革を成功に導くキーワード30』（学事出版、2013年）の「ユニバーサル化」も参照。
- (5) 吉見俊哉『大学とは何か』（岩波新書、2011年）、203、207ページ。
- (6) リーダーシップに関する簡潔な概観として、Keith Grint, *Leadership: a Very Short Introduction* (NY: Oxford University Press, 2010) を参照。
- (7) 谷聖美『アメリカの大学——ガヴァナンスから教育現場まで』（ミネルヴァ書房、2006年）、49–50ページ。
- (8) 『新島襄の手紙』（岩波文庫）、247ページ。

The Revision of School Education Law in Globalization

※ Koji MURATA

[Key Words]

Globalization, Leadership, Private university

[Abstract]

This paper aims at three purposes in the context of the revision of School Education Law.

First, it analyzes complicated trends of globalization and asks more diversified and deeper arguments on these trends in the circle of Japanese higher education.

Second, it briefly examines various characters and history of Japanese private universities.

Third, it introduces Doshisha University, a private Christian university, which was established in 1875 in Kyoto, as an example of diversities of Japanese private universities.

As a consequence, under the revised law, more efficient and stronger governance should be pursued based on diversities and uniqueness of universities.

※ President, Doshisha University